

ISSN 1345-4889

2018 年度

総合知学会誌

Journal of the Society of Multi-Disciplinary Knowledge

Vol.17, 2018

巻頭言「方法論的個人主義と総合知について」

荒井康全

社会学におけるもっとも基本的な問い「社会秩序はいかにして可能か」を問うとき、個人を究極の实在として議論を始め、社会など集合体に固有性質を演繹する立場があり、これを方法論的個人主義 **Methodological Individualism** (以降MI) という。逆に、集合体の实在性に優先権を与え、集合体が呈する性質は、個人に帰属する性質からは演繹できないとする立場もあり、これを方法論的集合主義 **Methodological Collectivism** (以降MC) という。

前者の代表は「主観的に思念された意味」から社会学を定式化したM. ウェーバーで、解釈学的・現象学的社会学、シンボリック相互作用論などがこの立場の影響を受けているという。後者の代表は個人に対する社会の「拘束性」を強調したE. デュルケムで、機能主義的社会理論や構造主義などにこの立場の影響を認めることができるという。¹

J.W.S. ワトキンス²がこれらを取り上げ、学問的教義の前提選択として決着がついていないが、現在に至ってもMCの選択者は特に英語圏では希少であるようである。

その背景は、歴史的物質主義を受け入れることによる政治的もしくは思想的な関わりに対する精神的な回避; 無神論者と見なされることへの感覚的忌避を意味するとみるのは僭越なことであろうが、ここに彼らの暗黙裡の態度を垣間見のおもいをもつ。ウェーバーは、研究者(観察者)が社会的現象の枠組みを自由に選び、対象課題の具体的に接近すること提唱した; つまりMIに立って、個人(ミクロ)と社会(マクロ)という物理学の相似性モデルのヒントから、社会学への「科学」の道を開いたといえよう。ここでは概念としての「方法論的」とは、背景の特定できない無数の個人の自由意志が、その研究者の理性に担わされ、合理的思考されたひとつ(an unified)としての仮説という観方になる。ここでのひとつ(unified)とは、今風に解釈すれば、ひとつは現象を観測し、操作する主体(agent)と現象の構造、機能と制約(institution)をもつての構成となろう。これによって、入力⇒対象構造⇒出力および出力から入力へのフィードバックの構造ともなるサイバネティックな情報構造の現象モデルとしての次元へ至るものであるろう。この段階に至っては、現象モデルはすでに機械的(情報論的)な次元に還元されており、背景となる「個人主義者」は形式的には現象モデルの中に分散 distribution していることになる。問題は、MIの検証の方法であろう。検証の評価基準のなかで、MIとしておそらく唯一最大に見直されるべき視点がある。それはひとつには、この現象において発生するであろう特定個人に対する危惧・危害発生に対しての受け皿主体 charged body を引き受けることと二つめは、さらにその道徳的責罪 moral blameworthiness の帰着先を引き受ける意識である。孝か不幸か、このMIにたつ研究者(合理的主体)は科学者として、その責任外となっていることにあるが、集合体を担うものとしての責任のあり方の問題を根本的に喚起している。ウェーバーは、集合体

¹ 「方法論的個人主義／方法論的集合主義」、岩波哲学・思想事典 1998 岩波書店

² Watkins, J.W.N., 1952a. "Ideal Types and Historical Explanation," *The British Journal for the Philosophy of Science*, 3:22-43.

の行為は単なる個人の集合の行為の投影であり、純粹にそれ自体の単独行為であるとは考えられないとし、集合体行為の存在 **being** は認めない。D. H. ルイスは、価値は個人に属するものであり、したがって個人のみが道徳的責任を負うとし、道徳的な責罪感 **guilty** は、それ以外の場合にそれを負わないとしてCRを否定する。これを野蛮人の風習とした。³

ところで、彼らの弟子たちである現代の専門家では、ルイスの「野蛮人」への考えはそのまま踏襲せず、MCの存在が可能な条件に関心を向けることになった。しかし、その罪を自ら認め、道徳的けん責を受ける主体の責任能力については、上述のごとく決着を着けていない。その意味では主体の所在源を個人とするMIの軛からは開放されていない。あるいは、近代精神の基盤である個人の自由意志への帰着に拘わりが残っている。

しかし、T. ホブブスの哲学の基盤である「代表的主体」(Leviathan)は、主体つまり個人固有の自然権との契約による部分的委譲による成り立ち、その権力と責任の機能を方法論的集合体(agent)として、その構造を「制度化」(institution)し、主体と客体としてみている。すでに政治や経済の歴史のなかで、統治体や市場として主体形成体(システム)として受け入れられてきた実績がある。この「代表的主体」において、集合体責任の主体を見るのであるが、MIに根拠をおく現下の欧米とくに英語圏での社会学者の間にも混迷と逡巡があることにあらためて問題の在処に注視するものである。

一方、MCではデュルケムのながれが集合体の責任主体について深い研究を展開している。⁴ 国家、事業体、教会など代表者など組織が定款を持ち、責任や実施対応体制をもつ集合体に対して、個人と同等の主体 **being** を認めようとするものであるが、この場合にさらに集合体に付加するものとして集合体自体が責罪つまり「罪意識についての十分な知識」(grave matter)⁵のもとにおいてそれを引き受けることを要求している。たとえば、病院での治療プロジェクトは、個々の患者への治療は、手段の合理的選択をもとに挑戦していく行為をみるものであるが、道具主義 **Instrumentalism**、もしくは、帰着主義 **Consequentialism** として、限られた目的の行為主体としてひろく容認され成功していることものである。道具主義もしくは、帰着主義は、現実的な問題解決への合理的モデル選択により、社会での進化を容認するものであるが、その方法論モデルは、現下喧伝されるAIやIoTなどの巨大ネットワークを経て、地球圏に視野を限ってみても、おそらく歴史的に比類しない急速大規模発展と進化をもたらすものであろう。

さて、根源的に人間の自由と理性のために、これらの人間社会への「不断的」還元の設計(取組み)が人類の生存と平和的繁栄への不可欠なる基盤 **indispensable ground** となることは間違いないとおもう。そのための保証としての「方法論的個人主義」MIとその社会構造保証としての「方法論的集合主義」MCとの論議は、そのシステムの基本構図として あたらしい目での再検討の俎上におくべきであるとおもう。これらの掘り下げは現世界においてもっとも要求されるものであり、その意味で、まさに総合知学の中核なのである。

³ Lewis, H.D., 1948, "Collective Responsibility", *Philosophy*, 24:3-18.

⁴ Collective Responsibility, *Stanford Encyclopedia of Philosophy*, rev. Mon Mar 27, 2017

⁵ Full knowledge of guilt

ISSN 1345-4889

2018 年度

総合知学会誌

Journal of the Society of Multi-Disciplinary Knowledge

Vol.17, 2018

巻頭言 Opening Article

「方法論的個人主義と総合知について」

荒井康全

提言 Propositions

2050 年夢の「脱炭素化エネルギー社会」実現へ

与志耶劫紀 1

2050 年までのエネルギー政策と新核兵器廃絶運動

神出瑞穂 59

論文 Papers

日本病からの回復

上草貞雄 79

社会科学分野におけるセンサーと感度の考察

松田 順 93

システム思考における目的論理と社会倫理について IX

荒井康全 117

—ヘルマン・ピラース「技術圏」概念について

研究ノート Shorter Communications

日本の教育を考える一考察

松田 順 193

自然検索から見えてくる世界

小松昭英 227

編集後記

2018 年度活動報告

投稿論文規定

会則

